

初診時の特別料金のお知らせ

初診の患者さんを対象とした他の保険医療機関等からの紹介状を持参せずに当院を受診された場合の特別料金(紹介外初診時負担額)は次のとおりです

【医科・歯科別】 **3,240円** (健康保険適用外・消費税込)



紹介外初診時負担額とは、

地域の医院・診療所との機能分担と連携を図りつつ、地域の人々の医療を支えていく「地域医療連携」を推進していくことを目的として、**健康保険法の規定に基づき定められている**もので、**他の保険医療機関等からの紹介状を持参せず当院を受診された初診患者さん**について、通常の医療費一部負担金のほかに、**特別料金(紹介外初診時負担額)**を負担していただいております。

過去に当院の受診歴がある場合であっても、「診療を中断していた」、「新たな疾病の診療」などは、初診扱いとなる場合があります。

なお、次に該当する患者さんについては、負担はありません。

- ①緊急性が高いと認められる場合（直ちに入院や手術等を要する場合、緊急やむを得ずに診療時間外、休日又は深夜に来院した場合）
- ②国の法律等に基づく公費負担医療制度の受給対象者の場合
- ③県単独医療費助成事業の受給対象者の場合

ご不明な場合は、診療を受ける前に各診療科の受付窓口にお問い合わせください。

平成30年9月3日 岩手県立磐井病院長